



おぐら
尾倉

<校訓>
自主
創造
協力



令和3年12月17日(金)発行
校長 栗原博巳
北九州市八幡東区尾倉三丁目10番1号
HP: www.kita9.ed.jp/ogura-j/

<学校教育目標>

豊かな心を持ち、健やかでたくましく行動する生徒の育成～みんなで考え、みんなで取り組み、みんなでつくる尾倉中学校～

<目指す生徒像>

- ① 感性豊かで、意欲的、主体的に学習する生徒
- ② 健康で明るく、思いやりのある生徒
- ③ 礼儀正しく、奉仕の精神に満ちた生徒
- ◇ 元気のいい挨拶・礼儀・身なり・学習規律と集団生活における規律とマナー

本市海岸への漂着物に対する注意喚起について

北九州市の海岸に、注射器、葉びん、信号弾、ポリタンクが毎年漂着しており、12月10日(土)には若松区の岩屋海岸でポリタンクが17個回収されました。特にこれからの時期は季節風の影響を受けて多く漂着することが懸念されています。昨年は12月中旬から、若松区北西部海岸でポリタンクの漂着が確認され、4月中旬頃までに計111個のポリタンクを回収しました。また、平成28年2月には本市で初めて、信号弾の漂着が確認されました。今後、季節風や海流等の影響により、ポリタンク等の本市海岸への漂着が懸念されます。つきましては、安全の確保のため、下記のことに気を付けてください。



- ① 例年、冬季を中心に本市海岸にポリタンクや注射器、葉びん等の医療系廃棄物等の漂着が確認されています。平成28年には初めて信号弾の漂着が確認されました。
- ② 有害な液体や注射針等の鋭利なものが含まれている恐れがあり、信号弾は不用意に取り扱ったり爆発の恐れがあります。絶対に触れないでください。
- ③ 発見した場合には、決して手を触れずに、北九州市環境局産業廃棄物対策課(電話:582-2177)まで連絡してください。 【北九州市教委員会・環境局産業廃棄物対策課より】

過去のポリタンク漂着状況

最初の漂着確認	漂着終結時期	漂着数	うち強酸性液体含有数
H30年12月18日	H31年4月中旬頃	192個	29個
R元年12月18日	R2年4月中旬頃	127個	12個
R2年12月22日	R3年4月中旬頃	111個	10個

※「漂着終結時期」は、パトロール等の結果、大量漂着が概ね終結したと考えられる時期。

保護者向け情報モラル啓発資料について



北九州市教育委員会では、GIGA端末の活用促進とともに情報モラル教育の充実を図るため、学校をはじめ児童生徒や保護者への積極的な啓発に取り組んでいるところです。

このたび、保護者向けに情報モラルの啓発資料を準備しましたので、各家庭に配付いたします。ご家庭で話題にさせていただけたらと思います(裏面参照)。



スマートフォン時代を迎えての新たな課題

スマホ(スマートフォン)は90万個以上の豊富なアプリがある「手のひらサイズのコンピュータ」と言われます。通話という基本機能もスマホではアプリの一つでしかありません。それゆえ、従来のケータイ(携帯電話)とは異なり、下記の様々な点に配慮が必要な機器だといえます。

- ゲームや動画など豊富なアプリがあるため、利用がどうしても長時間になりがちです。
- スマホにはカメラ機能に加えてGPS機能も組み込んであるため、地図や道案内のナビ機能などの利便性があります。しかし、撮影した写真から時間や場所が特定されるなど悪用されることがあります。
- パソコンに比べて手軽にネットに接続できるため、深く考えずに不適切な文書や写真の投稿をしがちです。
- 青少年インターネット環境整備法により、18歳未満の青少年は原則としてフィルタリングの設定が義務化されており、携帯電話会社の電波では不適切なサイトはブロックされます。しかし、スマホが有する無線ラン(Wi-Fi:ワイファイ)機能により、コンビニやファストフードのワイファイが提供されている場所では携帯会社のフィルタリングが有効ではなく、保護者が別途にフィルタリングの設定をする必要があります。

家庭での情報モラルの必要性

各家庭では上記のスマホの特性を踏まえたうえで、情報モラル教育についての取組が必要です。このリーフレットで示している「オンラインゲーム」「コミュニケーション」「ネット依存」ような問題点に関しては、それぞれの家庭に応じて、各家庭での「家庭のルール」を作ることが大事です。その際、以下の点をしっかり踏まえたうえで取組をお願いします。



- 子どもとしっかり話し合ってルールを決めること
- 子どもが守れるルールを考えること
- 守れなかった時はどうすればいいか親子で相談すること
- 決めたルールで困ることがあった際も親子で相談すること

※家庭のルールは、ルールそのものも大事ですが、それを決めるプロセスはさらに大事です。自発的にルールを守る意識を高めるように決めること、また、その後の運用の仕方について話し合うことは特に大事だといえます。

【参考】情報モラル教育の充実、健康配慮(福岡県学校教育 ICT 化推進計画より抜粋)

【福岡県の現状と課題】

○ 児童生徒の情報活用能力の育成には、情報を活用する実践力や情報の科学的な理解を深めることと同時に、情報社会に参画する態度、つまり、児童生徒が社会生活の中で、情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度を養うことが必要とされています。

○ 学校教育の ICT 化により、学校でも情報を活用する場面が増えることや、社会的にも ICT 化が進む中で携帯電話・スマートフォンや SNS が子供たちにも急速に普及し、それらの利用に伴うトラブルや犯罪被害も生じているという状況のもと、情報モラルを身に付けさせることが一層重要となっています。

○ また、ICT 機器の導入・活用の促進に伴い、目の疲労や児童生徒の姿勢の悪化の他、いわゆる「ネット依存」や使い過ぎの問題など、児童生徒の心身の健康への影響に十分な留意を行なう必要があります。

○ さらに、教職員による不適切な SNS 利用や個人情報の漏洩などの事案も生じており、教職員自身が情報モラルを高めるための研修が必要です。

【福岡県教育委員会の対応方針】

○ 基本研修や道徳教育研究協議会等における、情報モラル教育に関する研修・研究内容の充実を図り、全ての教職員が自身の情報モラルを高めつつ、児童生徒に対して適切に指導できるようになることを目指します。

○ 「保護者と学ぶ規範意識育成事業」の実施や、学校で活用できる教材等に関する情報提供を通じて、各学校の情報モラル教育の支援を行います。

○ ICT 活用に伴う児童生徒の健康面への配慮について、国のガイドブックに基づき指導助言を行なうとともに、県立学校の適正な教室環境の整備を支援します。

【福岡県立学校の対応方針】

○ 教科「情報」を中心に教科・科目の学習の中で、生徒への情報モラル教育を実施します。

○ 「保護者と学ぶ規範意識育成事業」の実施を通じて情報モラル教育への保護者の理解を図るほか、家庭における ICT 使用の際の留意について保護者へ協力を呼びかけます。

【市町村教育委員会の対応例】

○ 各市町村の情報モラル教育に係る方針に基づき、各学校に指導助言します。

○ ICT 活用に伴う児童生徒の健康面への配慮について、所管する学校に対し、国のガイドブックに基づき指導助言を行うとともに、適正な教室環境の整備を支援します。

【市町村立学校の対応例】

○ 「特別の教科道徳」や特別活動等を通じて、児童生徒への情報モラル教育を実施します。

○ 「保護者と学ぶ規範意識育成事業」を通じて情報モラル教育への保護者の理解を図るほか、家庭における ICT 使用の際の留意について保護者へ協力を呼びかけます。